業務管理体制の整備に関する届出の注意事項について

H27.4.1

１　届出を行わなければならない事項

　　下記事項について、届出を行う必要があります。

(1) 事業者の名称又は氏名、法人種別

(2)-2 事業者の主たる事務所の所在地、電話番号、ＦＡＸ番号

(2)-3 事業者の代表者の氏名・生年月日・住所・職名

(3) 法令遵守責任者

(4) 法令遵守規程（事業所等の数が２０以上の事業者のみ）

(5) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所等の数が１００以上の事業者のみ）

※上記に変更があった場合については、変更の届出が必要です。

※上記の「事業所等の数」はサービスごとに「１」と数えます。

２　届出の区分について

下記の法令条項ごとに、届出を行わなければなりません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 根拠法令 | サービス種別 |
| (1) | 障害者総合支援法第51条の2 | ・指定障害福祉サービス事業者  ・指定障害者支援施設等の設置者 |
| (2) | 障害者総合支援法第51条の31 | ・指定一般相談支援事業者  ・指定特定相談支援事業者 |
| (3) | 児童福祉法第21条の5の25 | ・指定障害児通所支援事業者等 |
| (4) | 児童福祉法第24条の19の2 | ・指定障害児入所施設等の設置者 |
| (5) | 児童福祉法第24条の38 | ・指定障害児相談支援事業者 |

３　届出書等の提出先について

前記２の法令条項ごとに、届出を行う必要があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者 | 厚生労働省本省 |
| ②すべての事業所等が岡山市内に所在する事業者 | 岡山市事業者指導課 |
| ③上記①②以外の事業者 | 岡山県（各県民局健康福祉部健康福祉課） |